

NPOと行政の協働会議 - 専門部会「NPO評価」第1回会議

- 1 日時 平成19年8月1日(水)午後2時~4時
- 2 場所 ひょうごボランティアプラザ 所長室
- 3 出席者
 - ・ (特非)ブレンヒューマニティ 能島氏
 - ・ (特非)シンフォニー 山崎氏
 - ・ 復興推進課 埴岡課長補佐
 - ・ 参画協働課 鬼頭課長・弓岡係長・山北
 - ・ ひょうごボランティアプラザ 市田局長・笹井
- 4 議事

まず考えなければならないのは「なぜNPO評価が必要なのか」「これまで国内外でどのような評価の事例がありその課題は何か」ということ。NPO法人制度が普及する一方、NPOの不祥事が新聞の全国版に載ったり税の追徴を受けるなど、昔では考えられないことが起きている。また、NPOの特徴として、企業のように必ずしも市場で淘汰されないこと、ミッション思考・ニーズ先取りの傾向がある反面、独りよがりで独善的に突っ走る傾向があることが挙げられる。こんな中で、NPOは何をもって市民や行政からの信頼を得るのか。今、NPOにこそコンプライアンス・行動基準が求められている。評価の目的は、社会に対するアカウンタビリティの側面と、評価を踏まえ自らを振り返り学ぶ側面とがある。大阪府や「評価みえ」がNPOの自己評価シートをつくっているが、今求められるのは信頼できる第三者評価。また、事業評価はいくつか見られるが団体評価がなかなかない。認定NPO法人制度は、団体評価ではあるが、寄附額の多寡のみに着目したもの

同じく、今求められているのは、第三者による団体評価

地元の市内だけでも60以上のNPOがあり、自分も正直よく分からないNPOが半数以上ある。NPOも客観的な評価を受け淘汰される時代。NPO版のISOのようなものができれば
評価の視点として、最低限のコンプライアンス、組織体制・財政状況・団体マネジメント、さらに活動の社会貢献度といったものがあるが、どこまでを想定しているのか。介護保険事業では、NPO法人等による第三者評価が行われているが、この場合は、活動が特定されていて、かつ、法律に基準の根拠がある。特に、活動の社会貢献度については、どんな活動をしているNPOにも適用できる統一基準をつくるのは難しいのではないかと。

活動の社会貢献度についての評価までは考えていない。行政の「このNPOは危なくない」というお墨付きがあればよい。NPO全体が怪しいというイメージを払拭したい

行政が「このNPOは危ない」とか「安心」とかは言えない。第三者評価といえば、まず「NPOによる自己評価」と「受益者による評価」があって、それを第三者評価機関が確認・評価するというやり方になるのではないかと。また、第三者評価機関については、県の認定を受けて中間支援NPOが担うなどの方法が考えられる

この専門部会としてどこまで関わるか

例えば、大きなしくみに関するたたき台やモデル評価をやってみて中間報告的なものを出し、

フォーラム等で広く問題提起してはどうか。いずれにせよこのメンバーだけで結論を出し実施するというのは無理。この専門部会としてのゴールを見極める必要がある

反発するNPOも多いとは思うが、それはかまわない。広く問題提起して検討の土壌をつくる
ことが大切

評価は受けないNPOだけが受ければよい。また、県としても委託や補助の必須要件とするこ
とはできない。あくまで判断材料の一つ

HACCP（ハサップ - 食の安全の製造管理基準）等は参考にならないか

介護保険事業等の第三者評価に携わっている県社会福祉協議会担当者に、次回会議に出席して
もらうよう依頼する

参考に、県の入札基準で公開できるものを持ってきて欲しい

次回会議では、この専門部会としてのゴールや考えられる評価の大枠についてメモを各自持ち
寄り議論してはどうか

了解

5 次回会議の日程 平成19年9月3日（月）午後2時～

次回全体会（9月20日（木））で検討の方向性を報告できるように

NPO評価に係る論点と部会での議論の方向

論 点	部会での議論の方向
<p>〈NPO評価の目的〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>NPO評価は誰のために、何を目的に行うか。</u> 	<p style="text-align: center;">NPOに関する評価情報の公表を通じて、NPOの支援者、パートナー等の輪の拡大を図る（NPOブランドの確立）。</p> <p>【NPOにとって】寄附等の支援者、協働のパートナー、サービス利用者の増大を図るため、自らの活動をアピールする仕組み</p> <p>【企業、県民にとって】寄附や協働等の相手先、利用するサービスの実施主体としてのNPOを選定する際の判断材料</p> <p>【行政にとって】補助等の支援先、委託等の協働の相手先としてのNPOを選定する際の判断材料</p> <p style="text-align: center;">評価を通じて、NPOが自らの運営、活動のあり方、提供しているサービス内容等をチェックし、改善を図る。</p> <p style="text-align: center;">多くのコストや労力をかけて第三者評価まで実施する必要があるか。（自己評価又は受益者による評価でも足りるのでは）</p>
<p>〈NPO評価のねらい〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「少なくともこのNPOは問題がない」という<u>消極的評価を目指すのか</u>、「このNPOのサービスは他のNPOに比べて優れている」という<u>積極的評価を目指すのか</u>。 	<p>【消極的評価を目指すシステムとした場合の課題】</p> <p>NPO法で実績報告書や貸借対照表など公表すべき情報が定められている中で、別に消極的評価をめざすシステムを構築する意味があるか。NPOに定められている情報公開を徹底すれば同様の効果が得られるのではないか。</p> <p>【積極的評価を目指すシステムとした場合の課題】</p> <p>17分野で多様な活動を展開するNPOについて、共通の評価基準等を設定することが可能か。共通の評価基準が難しい場合、各分野ごとにふさわしい評価基準を設定し、これを評価機関等が評価するということが現実的に可能か。</p> <p>【評価の目的との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPOにとっては、数あるNPOの中から自分たちが寄附や補助、協働などの相手として採択されるためには、積極的評価が有効ではないか。 ・ 一方、企業、県民、行政などにとっては、支援や協働使用とする相手が信頼するに十分であるかという消極的評価があれば足りるのではないか。

<p>《評価の手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価、受益者による評価、第三者評価及びこれらの組合せによる評価のうちどの手法をとるか。 手法の選択にあたって、目的やねらいとの関係、評価を受けるNPOの使いやすさ、評価システムの活用の視点からどのような手法が適当か。 	<p>【評価手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価に対する社会的信頼という点では、自己評価及び受益者による評価とこれを踏まえた第三者評価が有効である。 ただし、第三者評価にすると、評価にコストがかかり、NPOが広く活用するかどうかという点が課題となる。（福祉サービスに係る第三者評価の場合、40～50万円程度かかる） <p>【評価の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者評価を行う場合、評価機関とは別に、評価基準を定めたり、評価機関の研修・認定、評価機関が行った評価結果の公表などを行う推進組織が必要ではないか。その場合、この「NPOと行政の協働会議」との関係はどのように考えるか。
<p>《評価項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織や財務など基盤的な部分を評価するための項目に限定するか、あるいは個別の事業内容やサービスまで評価できるような項目を設定するか。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに係る第三者評価は、サービスの内容にまで踏み込んで評価しているが、これは福祉サービスという限定した分野・内容のサービスであるから可能であって、NPOの多様な活動内容に踏み込んだ評価を行おうとする場合、その評価項目を設定することは可能か。分野ごとに評価項目を設定する必要があるか、あるいは共通の評価項目で十分な評価を行うことが可能か。 NPOの財務の健全性などはどのような評価基準を設定するか。（非営利法人として黒字が大きいことをどのように評価するか、その他事業から生まれる収益が大きいことをどのように評価するか、寄付金の割合などは重視するのか、など）
<p>《評価結果の公表》</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果をどのように公表し、活用するか。 	<ul style="list-style-type: none"> 県のホームページで公表。 県の各部局、市町、企業などで評価結果が広く活用されるよう、公表、周知の効果的な方法を検討する必要がある。